

2025年2月14日

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募への意見

IETA（国際排出量取引協会）

担当者：日本代表・木戸学

kido@ieta.org

IETA は、パリ協定の目標を達成し、2050 年までにネットゼロ排出を実現するために、効果的に設計された効率的なカーボン市場の実現に取り組む 300 社の会員を代表する国際的な非営利団体です。カーボン市場における信頼されるビジネスの声（The Trusted Business Voice in Carbon Markets）として活動しています。

今回は、首記省令（案）等へ意見を申し上げる機会を頂き感謝致します。

1. 海外認証排出削減量について

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針」（以下、実施指針）の3章の第12条3のロ（45頁）において、いわゆるオフセットに用いることができるクレジットとして「海外認証排出削減量」が認められており、これは地球温暖化対策の推進に関する法律第2条の8により、パリ協定6条2項に該当するクレジットであって、JCM クレジットを示すと理解しています。

ところで、2022年6月28日に、「カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会」から「カーボン・クレジット・レポート」が公表され、その36頁において、（1）我が国のNDCの達成に資するカーボン・クレジットとして、「国内で実施されるため、結果的にインベントリに反映されるプロジェクトから創出されたカーボン・クレジット及び海外で実施されパリ協定に基づく国際移転の調整（相当調整）がなされたカーボン・クレジットについては、その削減量が我が国のNDCにも貢献するカーボン・クレジットとして整理できる。」と記載されていました。

様々な議論を経てこの案になったものと理解しています。JCM クレジット以外の「その削減量が我が国のNDCにも貢献するカーボン・クレジットとして整理することのできる、海外で実施されパリ協定に基づく国際移転の調整（相当調整）がなされたカーボン・クレジット」についてもNDCに貢献可能と思います。どのような議論があり、どのような考えに基づいてこの案になったのかについて公表して頂くことを期待します。長期的な視点で海外の削減事業に取り組むうえで重要とも考えています。

将来、排出枠の供給不足などにより対象を拡大することが必要になった場合には、削減事業投資のリードタイムも考慮し、十分余裕を持って検討して頂きたいと思っております。

2. 実施指針の11条（投資環境の整備）について

実施指針11条（42頁）につきましては、2項に保有義務量に対して割当量が多い事業者に対して排出枠の売渡しを行う事とあります。また制度対象事業者以外に「一部取引業者」の取引への参加が認められとあります。これらは流動性を確保し、価格を発見するために重要な内容であり、昨年12月19日に発行された排出量取引制度小委員会の中間整理（以下、中間整理）の109頁以下に記載の様に、排出枠取引市場は26年度検討事項であるためと理解しています。来年度、検討にあたっては、これまでの世界各国で先物市場活用や流動管理など様々な取り組みをしてきてきた経験を検討を活用することは有益だと思われれます。

IETAは、京都議定書の締結後の早い時期から約25年の歴史を有しています。この間、排出量取引制度は様々な課題を経験し、それを克服してきました。IETAやその会員には市場取引の現場についての多くの知見が蓄積されています。今後、取引市場の設計の検討の中で、IETAや市場関係者の情報や経験も活用されることを期待します。

3. 参考上限取引価格及び調整基準取引価格について

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の規定に基づき参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示に記載された参考上限取引価格（以下、上限価格と言う）及び調整基準取引価格（以下、下限価格と言う）については、第7回排出量取引制度小委員会に提出された案を基に、円滑な導入を図るために、上限価格を標準的な燃料転換コスト、下限価格を省エネの対策費用を参照して決めたものと理解しています。

排出量取引制度立上げにおいて、市場の円滑な機能と投資予見性の明確化を担保するために、下限価格および上限価格を設定することは、大変合理的なアプローチと考えます。その一方、今後市場が発展するにつれ、本制度の進化・最適化も検討することが重要と考えます。制度開始後、市場の流動性と価格発見機能が向上した段階においては、成熟し円滑に機能する市場環境を構築する観点から、価格決定における市場の役割を徐々に拡大することも可能かと考えます。

また上下限価格設定の際の前提条件である国内の状況や、広範な地政学的・経済的要因を含む諸前提は、時間の経過とともに変わり得ますので、当初の前提が引き続き妥当であるかも適宜検討する価値があるものと考えます。そして、検討結果に応じて下限価格および上限価格の水準の調整、あるいは上下限制度の在り方の再検討も選択肢として考えられるのではないのでしょうか。

また、海外認証排出削減量の利用も選択肢になっていますが、海外認証排出削減量の利用の検討にあたっては、他の競合的な制度における需要や、事業実施国の排出削減状況なども考慮に入れることをお願い致します。

5. ベンチマーク・グランドファザリングについて

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令（以下、命令）において、ベンチマークの対象の事業活動が特定され、グランドファザリングの対象の事業活動（特定事業活動以外の事業活動）との区別が明確化されたこと、GX 推進法施行規則の改正と実施指針の制定により、詳細な排出枠の算定方法が明確に成ったことは、企業取り組みにとっては重要な指針を与えるものだと思います。

また、中間整理 116 頁において、「2026 年度以降にグランドファザリングの対象となる業種においても、ベンチマーク対象業種への移行に向けた検討を行う。」も対象企業にとっては重要なメッセージと思われます。

ただ、この移行については手順等が今回の改正、実施指針には含まれていません。どのような時間軸で見直しを考えるのかも今後具体化されることを期待します。また、実情と目標を明確化する上では、ベンチマークで把握されている排出量の総量とグランドファザリングで把握されている排出量の総量を公表することも検討頂ければと思います。

なお、導入に当たっての公平さや過去の努力への考慮で、かなり複雑で多くの事務手続きが発生するものと成っています。中間整理中でも、ベンチマーク指標の乖離に対する配慮の適応期間の限定（116 頁）、過去の削減努力への配慮の適応期間の限定（117 頁）など盛り込まれています。これまでの努力の公平な評価とともに制度運営や企業にとっての事務的な負担を軽減を図ることを期待します。

9. 最後に

国内での排出削減のみで脱炭素型成長を実現することが望ましいですが、技術や立地上の制約なども考えれば、パリ協定 6 条の下で実施される JCM を実用的かつ費用対効果の高い対策として幅広く活用することを目指すことも極めて重要であると考えます。

JCM は現在 2030 年の目標達成に必要な量が供給されるか不透明であると推察され、てこ入れが必要と思いますが、特に民間 JCM が加速するような一層の政策支援が重要と考えます。

排出量取引市場と IETA は、京都議定書の締結後の早い時期から約 25 年の歴史を有しています。この間、排出量取引市場は様々な課題を経験し、それを克服してきました。IETA や会員企業には排出量取引市場の現場の多くの知見が蓄積されています。排出枠取引市場の詳細が検討されることになるとは思います。IETA や会員企業、市場関係者の情報や経験も活用されることを期待します。

以上